OMailmagazine

月労運研レポート No. 105

2023年3月10日号

福岡市・水道検針員の最低時給、全市域に拡張適用申し立て

■大土重義(自治労福岡県本部) さんに緊急インタビュー・・ 事務局 2 P 2/23~26 ユニオン全国同時アクションを展開・・・・・・ 岡本 哲文 8 P 2/22 院内集会「物価高騰を上回る最低賃金の再改定を」・・・・ 事務局 10 P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

- ■発行責任者 · 伊藤 彰信
- ■http://rounken.org/
- ■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会
- ■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会
- ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp (事務局への連絡はメールでお願いします)

<福岡市水道サービスユニオン>

水道検針員の最低時給を全市域適用に

労働協約の地域的拡張適用を申し立て

■大土重義(自治労福岡県本部)さんに緊急インタビュー

福岡市から水道検針業務を委託された複数の企業の非正規労働者でつくる労働組合である 自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンが2月9日、2社と締結した労働協約を労働組合 法第18条にもとづき市全域に地域的拡張適用するよう福岡県知事に申し立てた。(7ペー ジ新聞記事参照)

労働協約の地域的拡張適用は、一部の労働組合と会社が結んだ労働協約が、一定の地域全体に適用される。申し立てが認められれば、協約よりの低い労働条件は、協約と同じ水準まで引き上げられる。今回の申し立ては、非正規労働者、公共サービス分野、最低賃金という特徴があり、非正規労働者では初めてのケースである。申し立てに至った経過について自治労福岡県本部の組織オルグである大土重義さんに聞いた。(文責:編集部)

複数企業の参入に対抗して合同労組を結成

○大土さんは、いつ自治労福岡県本部に入られたのですか。また、どのような分野を担当されているのですか。

「自治労福岡県本部の組織拡大オルグをしています。もともとは旧総評時代の北九州地区 労働組合評議会の書記でした。労戦統一後は、北九地評センター、連合福岡北九州地域協議 会の専従事務局次長を経て、2005 年に自治労福岡県本部に入りました。2011 年から自治 労本部の組織拡大オルグになって福岡県本部配置でした。昨年自治労本部を退職し、また自 治労福岡県本部のオルグに戻りました。自治体単組以外の自治体関連の民間職場、自治体の 臨時・非常勤、公営競技、社会福祉協議会などを担当しています。」

○福岡市水道サービス従業員ユニオンと関りを持つようになったのは、いつからですか。

「2005 年に福岡県本部に入ったときには(財)福岡市水道サービス公社に労働組合がありました。直接関りを持つようになったのは 2009 年の民間委託がはじまる頃からです。民間委託の話が具体化するのは 2007 年頃からですが、市内 7 つの水道営業所を 3 つのブロックに分けて順次委託していくもので、組合員の雇用継続と労働条件を維持することが最大の課題だったわけです。水道局には自治労の福岡市水道労組がありますので、情報を共有しながら対応しました。」

○民間委託の経過を教えてください。

「2009 年 4 月から西部ブロック西営業所のジェネッツへの委託が始まります。民間委託 に際し雇用問題は惹起させないことを公社及び水道局と確認するわけですが、公社に残るか ジェネッツに行くかを組合員に希望をとったら、ほとんど公社に残るわけです。最初にジェ

ネッツに委託された西営業所に行ったのは組合未加入者が多く、いままで労働組合に入ったことがない人か組合脱退者が多くオルグは大変でした。ジェネッツには労働組合がありません。労働組合がないと今後の雇用や労働条件の維持向上に不安があるので、内定者にオルグをかけてジェネッツユニオンの立ち上げをめざしました。ジェネッツユニオンが立ち上がったのは、早良営業者でジェネッツが事業を始める前の 2010 年 2 月でした。」

「2012 年 4 月から中部ブロックの委託を第一環境が受けます。公社から移行する組合員が多かったので、第一環境ユニオンを立ち上げました。」

「公社から民間への移行にあたって雇用が継続されることは水道局との確認事項でしたので問題は起こりませんでした。労働条件についても維持されました。年次有給休暇は会社が変わるとリセットされるのですが、一定の持越しを認めさせました。事業開始前に内定者でユニオンを結成し、交渉を始めて、事業開始の4月1日付けで労働条件等の労働協約を結びました。第一環境ユニオンの場合も同様です。」

「東部の民間委託は 2015 年からでしたので、移行者はほとんど組合員でした。西部ブロックと同じジェネッツが受託したので問題は起こりませんでした。組合員は全員ジェネッツユニオンに移行しました。」

1. 民間委託の経過

営業所	年度	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8
東部	東博多		ı	(財)福岡市	市水道サ-	ービス公社	生(「公社」)			ヴェオリ	ア・ジェネ	ッツ(株)		1000	ヴェオ	サービス: リア・ジェネ: テムソリュー	ッツ(株)			
	中央																				
中部	南	公社							第一環境(株)				第一環境(株)				リューション福岡共同企業体 第一環境(株) (株)コスモリサーチ				
	城南																				
西部	早良		2+		ジェネッツ(株)					ヴェオリア・ジェネッツ(株)				みらい水道サービス共同企業体							
		公社 ジェネッツ(株)						ソエオリア・ンエネッツ(株)				福岡総合ビル管理事業協同組合 マイタウンサービス(株)									

2. 労働組合組織の経過

営業所	年度	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8
東部	東	水道サービス公社検針労組(「検針労組」) 水道サービス公収納労労組(「収納労組」)									ジェネッツユニオン							ナービスユニオン東部分会			
	博多		75	通り一に	人 五·认 积 .	<i>7) 7)</i> 40 (1	1X (17) NO.	17						""			米印刀五				
中部	中央																				
	南	検針労組 収納労組							第一環境ユニオン 第一環境 ユニオン				水道サービスユニオン 中部分会				水道サービスユニオン 中部分会				
	城南																				
西部	早良	検針労組ジェネッツユニオン							ジェネッツユニオン					水道サービスユニオン							
EZ UD	西	収納労組 ジェネックユニオン					西部分会														

○2019 年 2 月に 3 ブロックのユニオンを統合して福岡市水道サービス従業員ユニオンを結成するわけですね。

「委託契約は5年契約ですので、西部ブロックの2019年4月以降の契約について、2018年からプロポーザルが始まります。この頃から福岡市の議会筋で地元企業の活用圧力が強くなります。第一環境は全国企業です。ジェネッツは社名をヴェオリア・ジェネッツと改名した様にフランス資本です。それよりも地元業者を使えとなるわけです。地場企業を入れた共

同企業体でないと受注できない雰囲気になりました。地場企業を入れると評価点が高くなる。 プレゼンテーションのあとに評価委員会が点数をつけて委託先企業を決めるのです。この時 の評価委員はどういう訳かすべて外部有識者となりました。それまでは水道局からも委員を 出していたのですが、営業所業務の現場を知っている人がだれもいないまま、価格が安い、 みらい水道サービス共同企業体に決まったわけです。みらい水道サービス共同企業体の構成 は、福岡総合ビル管理事業協同組合とマイタウンサービスです。福岡総合ビル管理事業協同 組合はビルメンテナンスの地場中小企業が集まった事業協同組合、マイタウンサービスは水 道事業の会社です。」

「みらい水道サービスが営業所職員をどのような雇い方をするのか分からなかったのですが、福岡総合ビル管理事業協同組に加盟するビル管理会社が数名ずつ水道検針員を雇うことになったわけです。同じ営業所にいくつかの企業に雇用された労働者、組合員がいる。とても企業別労働組合ではやっていけない。みらい水道サービスが西部ブロックで事業を開始する前の 2019 年 2 月にジェネッツユニオンと第一環境ユニオンを統合して、福岡市水道サービス従業員ユニオンを結成し、規約を変えて福岡市の水道事業を受託する企業で働く労働者で組織するようにしました。」

○個人加盟の単一の合同労組ですね。自治労の中ではどのような位置づけになるのですか。

「自治労でもひとりでも加入できる公共サービスユニオンが、いくつかの県本部にあります。合同労組形態は結構あります。福岡でも社会福祉法人関係で働く労働者がひとりでも加入できるユニオンがあります。合同労組の間口を広くするといろいろと大変ですが、福岡市水道サービス従業員ユニオンは地域限定、業種限定の合同労組です。」

統一労働協約の締結で4分の3をクリアー

○労組法第18条の地域的拡張適用を活用しようと思ったきっかけは何ですか。

「第 18 条については前から関心はありました。自治労本部のオルグの間で第 18 条の話はしていたのですが、実際にやっているところはどこにもない。UA ゼンセンが大型家電量販店で地域的拡張適用をやった。ただ、ハードルが高いわけです。『大部分』とか『一の労働協約』とかがあって、要件をクリアーすることが難しい。労使関係が積み上がって信頼関係ができてないとなかなかできない。ユニオンショップならともかく、オープンショップでは『大部分』の4分の3はかなり難しいなと思っていました。福岡は3ブロックに分かれているのがミソです。東部と中部は労使関係ができている。東部と中部の組合員をあと4、5人加入拡大すると4分の3をクリアーできる。何とかなるかもしれないと思ったわけです。」

「昨年8月に自治労本部のオルグ団の会議がありました。そこに私は福岡市水道検針員に第18条を適用しようというレポートを出しました。事前に古川景一弁護士の文献を読むとか、労働委員会に『一の地域』は福岡市全域で良いか、『同種の労働者』は水道検針員で良いかなど問いあわせして、良いといわれたうえでレポートを出したわけです。そして、古川弁護士に相談したら、『これはやれる』と言われました。『一の地域』も『同種の労働者』も労働組合側が任意で決めることだから大丈夫。問題は『一の労働協約』であって、水道サービスユニオンと第一環境とジェネッツの三者が合意できる労働協約がつくれるかどうか。もうひとつは『大部分』の4分の3をクリアーできるかどうかだ。と言われました。」

「第一環境とジェネッツは全国展開していますので、いろいろな地域で水道事業に参入しています。10 月に自治労本部で、自治労、第一環境とジェネッツの本社担当者、連合組織局が参加して、古川弁護士による学習会を開催しました。古川弁護士が、福岡のケースはやれるので労働協約づくりをはじめましょうということになったわけです。」

○それが今年1月13日の統一労働協約ですね。

「そうです。古川弁護士は、今までの労働協約の解釈でもって『一の労働協約』とみなして申請するやり方はダメだ。統一労働協約をつくらなければならないといって案をつくってくれました。11 月、12 月は会社側と何度も協議し修正を重ね、やっと 1 月に合意できたわけです。実は当初、私はUAゼンセンがやった地域的拡張適用の申し立てを参考に、自分で労働協約と申立書を書こうと思っていました。でもすぐに古川弁護士から『大土さんそりゃあ無理よ』と言われました。まったくその通りで、今回の申立ては古川弁護士の力がなかったらできなかったと思います。」

○地域的拡張適用の申し立てを前提にした労働協約だったわけですね。

「厚生労働省のホームページに労働協約の拡張適用のページがあります。地域的拡張適用について、『この制度は、所定の要件が満たされた場合に、申立てのあった労働協約に定める労働条件を地域における公正労働条件とみなして、協約当事者である労使以外の労使にも適用することで、労働条件の切下げ競争を防止し労働条件の維持改善を図るとともに、労働者間、使用者間の公正競争を確保しようとすることを目的としています。』と書いてあります。西部でやられていることは、次に、東部でも中部でもやられることになり、労働条件の切り下げ競争が起こるだろう。公正競争を確保するために労働協約をつくろうと会社と話しを進めてきたわけです。」

○4分の3をクリアーするために、労働組合法 第17条の一般的拘束力を使ってブロック内で労 働協約の適用拡大をして、第18条の地域的拡張 適用をするという二段階論を取っていますね。

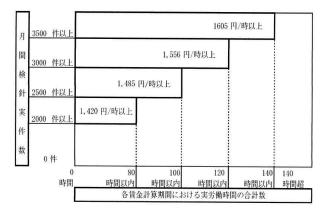
ブロック	総 数 (a)	16 条適用 (b)	17 条適用 (c)	適用合計 (b+c=d)	カバー率 (d / a)		
東部	42	35	7	42	100%		
中 部	39	31	8	39	100%		
西部	26	0	0	0	0%		
全 体	107	66	15	81	75.7%		

「『組合員が4分の3いなくても、労働協約適用対象者が4分の3いればいいんだよ』と古川弁護士に言われました。」

○そのためにも統一労働協約が必要だったわけですね。統一労働協約では、一時間当たりの

賃金の下限額の設定、裁判員休暇の有給化、労働保険・社会保険に関する権利の確認などの項目がありますが、統一労働協約づくりで苦労されたことはどこですか。

「検針員の賃金は公社時代からも時給と歩合で構成されていました。当初第一環境もジェネッツも公社時代の賃金制度をそのまま使っていました。時給は福岡県の地域別最低賃金の水準だったわけです。ジェネッツが賃金制度を変更



するときに、時給に比重を置き、それに合わせて歩合の計算表も見直しましたけど、不利益 変更がないよう交渉をしてきました。第一環境では公社から移行した人は労働条件が維持さ れていたのですが、受託後新たに採用された人には別の賃金制度が適用されていて2~4万円の格差がありました。組合はこれをずっと問題にし、同一労働同一賃金の要求と、バラバラの賃金だったら次のプロポーザルに影響するとして統一を求めてきました。現在ではジェネッツも第一環境も検針員の賃金制度はほぼ同じになっています。今回の統一労働協約は、今の労働条件を変更するのではなくて、それぞれの会社と協約化している賃金制度に基づき最低ラインとなる労働時間、受持検針数をあてはめて作っていますので、会社としても問題はありません。公社時代のベースがあって、委託後の賃金交渉の積み上げがあって、統一労働協約が可能になったと言えます。」

○申し立てをして、反響はどうですか。

「組合員には執行委員会で何回か説明しましたけど、いま賃金が上がるわけではない、西部ブロックの仲間の今後の賃下げを防止するためですと説明しています。西部ブロックの今いる検針員には適用せず、2024年4月から適用することにしているわけです。」

○すると西部ブロックに 2024 年 4 月から参入する事業者の従業員に適用するもので、東部、中部の労働条件を下回ることがないようにとの予防的な申し立てだということですか。

「福岡市の特殊性だと思います。普通の自治体では全域を一括して委託にだします。福岡市は7営業所を3ブロックに分けて委託していく方式ですし、委託契約期間5年で3ブロックの委託時期がずれているのです。だから、できたということがあるかもしれませんが、2024年度だけでも第18条による地域的拡張を適用させようということです。2024年度は西部ブロックで、2025年度は東部ブロックで、どこが受託するかはわかりませんが新たな委託契約が始まりです。前年6月ごろにはプロポーザルの手続が始まり秋には受託者が決まりますので、1月には申し立てることにしたわけです。UAゼンセンの申し立ては審査に1年かかりましたが、事前に福岡県労働委員会に話をしていますし、この秋には決定が欲しいと思っています。水道局に対しても、今回の申立ては今年行われるプロポーザルに影響しますよと話をしています。水道局は、プロポーザルの応募者説明会で、このような申立てが出ていること、決定されればこの労働条件を守らなければなりませんと説明することになると言っています。」

労働協約を社会に広げることが労働組合の役割

○最後になりますが、水道検針員や公共サービス労働者に訴えたいことがあれば。

「非正規公務員、会計年度任用職員も厳しい状況にありますが、自治労が公共サービス民間と呼んでいる自治体関連職場、自治体が委託している民間職場もひどい状況です。随意契約はよほどのことがないと許されませんから、民間委託や指定管理者制度による入札やプロポーザルによって、受託できなければ解雇・雇い止めの危機や労働条件の切り下げ競争にさらされているのです。こうした職場の事業運営の原資の多くは自治体から出ているのに、自治体からのお金は絞られようとしているのです。公共サービス民間職場に労働組合がなかったら対応できない、特に委託職場は対応できないと思います。古川弁護士は『日本の労働組合は労働協約を地域に広げてこなかった。どう広げるかは今後の労働運動の重要な課題だ』と言っています。」

○今日はお忙しところ、貴重なお話、ありがとうございました。

岡市の水道検針 ーオンが申請

を目指す。どんな仕組みなの の「地域的拡張」制度の活用 念されたからだ。労働組合法 減し、他にも広がる恐れが懸 務で、特定の業者が賃金を削 葉が委託を受けた市の検針業 が他の調さずでも別がなる。 家。新たに対象となった会社 の労働条件が協約を下 回る場合、協約の水準 に引き上げられる。 BOX

> ビス従業員ユニオン」が申 る一自治労福岡市水道サー 業の非正規労働者らでつく 検針の委託を受けた複数企 申し立ては9日。市から ている。

同業他社にも広げて待遇を改 めた労働協約を、同じ地域の

部の会社と労働組合が決

市は2009年度以降、検 ユニオンなどによると、 持され、東部と中部は今も 地域で公社時代の水準が維 検針員の待遇は当初、全

から、歩合給の3割減など 年度に委託業者が変わって 運用されている。 西部は19

に公社から民間業者に委託 託業者が異なる状況になっ を進めた。現在、地域で委

い」と憤る。

し、悪天候の日もミニバイ 月給が15万~16万円に減っ

万円以上をカットされた。 事は前と同じなのに悔し 骨折したこともある。「仕 別の60代女性も、月に2

「年齢的に他の仕事は見つ

針業務を東部、中部、西部

の3エリアに分け、段階的

専門家

「労組の今後占う制度

になる仕組みだ。 者の大部分」が一つの労働 同じような仕事に就く労働 の他の働き手も協約の対象 的拡張制度。「同じ地域で 協約を結んでいれば、地域 め、今回活用するのが地域 労働協約の対象外となるた 残る西部の検針員26人は 定めた労働協約の地域的拡 の年間休日数の最低基準を 大手3社について、正社員 県で家電量販店を展開する れたのは9件にとどまる。 張が認められた。約30年ぶ

りの認定だった。 申し立てを担当した産業

業界内で適正な待遇を維持

して人材を確保でき、

ダン

で他地域より賃金が低くな

クで回る。車に接触されて た。約3600世帯を担当 は、手取りで19万円だった 西部の検針員の6代女性 を放置すれば、人件費削減 化すると判断。まず1月、

ユニオンは、

の検針員107人(1月時 締結する布石を打った。市 で、時給の下限など一定の 7%をカバーする。 全8人に適用。総数の75・ 点)のうち、東部と中部の 待遇を保障する労働協約を

ユニオンは「同じ地域」

枠を超えた労組間と会社間 の組織率を高め、会社との 西尾多聞・副書記長は「茨 別労組「UAゼンセン」の 関係を築いた上で、企業の 城の例では、企業内で労組

働者の大部分」も、これま

が福岡市内に該当し、一労

では同一エリアの労働者の

協約で適用されていること 74%以上を対象にした労働

からない」と、減給を受け 人れて働いている。 ∞ の待遇は東部、中部の労働 から、要件を満たすと主張 する。認められれば、西部

の地域ネットワークを構築

した。機が熟したと考えて

請した」と振り返った。

∞ ∞

東部と中部の企業との3者 全体で起き、労働条件が悪 によるダンピング受注が市 西部の問題 切り下げ競争を防ぎ、 も維持できる。大町浩文・ れ、東部と中部の労働条件 義を強調する。 な競争を確保できる」と意 執行委員長は「労働条件の 協約の水準に引き上げら **企**

地域や社会全体の労働条件

労組の組合員だけでなく、

労働協約と地域的拡張は

の研究では、過去29件の申 みに詳しい古川景一弁護士 今回の申請代理人で、仕組 から制度として存在する。 法が施行された1946年 立て例があるが、認定さ 地域的拡張は、労働組合 の立法化につながった。 組)と日本電信電話公社(現 当時の全電通(現NTT労 を見直す力がある。 みは他の企業に広がり、 NTT)が結んだ育児休業 に関する労働協約。同じ試 代表例が、1965年に 後

くる。これに対し、地域的 禁止法に触れる恐れが出て 金や勤務時間を事業者だけ めであっても、従業員の賃 る。会社は公正な競争のた 拡張は法律で認められた制 で決めてそろえると、独占 度のため、独禁法の規制外。 メリットは会社側にもあ

最近は2021年、茨城

本の労働協約は何十年も企 せられているといい、 張の相談が他業種からも寄 ピングの予防もできる。 労組が衰退した面もある。 拡大できなかった。それで 業の殻に閉じこもり、外に 三川弁護士には地域的拡

契約より優先される。

■労働協約の適用状況

東部 42

中部 39

西部

全体 107

(1月現在)

26

(福岡市の水道検針員)

労働協約 の適用(人)

42

39

81

西部の26人も労働協約の対象に

0

地域的拡張が 決まると…

適用率(%)

100 100

75.7

0

労働協約と地域的拡張

労働協約は賃金や休日などの労働条件について、労働組合と会社が合意した取り決めのこと。原則として協約を結んだ労組の加入者のみに適用され、就業規則や個別の労働をおいたの優先される。 労働協

知事に申し立てた。複数の企 針員らでつくる労組が福岡県 善するよう、福岡市の水道検 域 全体に適

働協約

0 西区 南区 城南区 早良区

文・執行委員長(右) =9日、福岡市 適用申請について、記者会見する大町浩 福岡市の水道検針に関する地域的拡張の





きな課題だ」と指摘した。 組の今後を占う意味でも大 もあり、どう広げるかは労

(編集委員・河野賢治)

週用可能な職種や地域は今

2/23~26 ユニオン全国同時アクション

今すぐ物価高騰に見合った最低賃金引上げを! 生活できる賃金を実現しよう!

岡本哲文 (コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク事務局長)

ユニオン全国ネット (CUNN) では、春闘期の全国行動として今年も2月23日から26日を行動ゾーンとする、「今すぐ物価高騰に見合った最低賃金引き上げを!生活できる賃金を実現しよう!|ユニオン全国同時アクション|に取り組みました。

まだ報告が寄せられていない地域もありますが、北海道、東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、三重、関西ネット(大阪、京都、奈良、滋賀)、兵庫、鳥取、愛媛、福岡の15都道府県のユニオンから行動報告が寄せられています。

<街頭宣伝>

街頭でのアピール行動が中心に取り組まれました。用意したビラ、リーフレット、ティッシュの受け取りは各地総じて非常によく、年金生活の高齢者から「生活がたいへん」との声が寄せられ(静岡)、若者の受け取りもよく「(友人に)配ります!」とビラを追加で受け取る(名古屋)といったこともありました。

「最低賃金、あなたは、いくら必要ですか?」と



のアンケート・シール投票(東京)では、41 人の投票で2000円が30人、1500円が7人、1200円が3人、東京都の最賃時給1072円が1人との結果もありました。

兵庫では、パート春闘アクションとして延べ120名が県内3ブロックで街宣行動後、全体が集まりミニ集会とデモを展開。

各地で、現最賃時給と時給1500円での月給換算や必要生計費との比較、近県での時給格差や世界の最賃時給との比較一覧などで"見える化"の工夫を凝らしながら、物価高騰の中での最低賃金の引上げ、賃金の底上げ、全国どこでも時給1500円をアピールしました。

<労働局交渉>

労働局への最賃再改定、目安制度改正の要請を行いました(大阪、兵庫)。大阪労働局は、要請については「ご意見として伺い、本省に報告する」との回答にとどまりましたが、先の最賃改定による大阪府下の労働者への影響率が24.6%であったと回答しています。この数値は非常に大きなものです。

<県境時給額調査>

県境両駅周辺の商店街を歩き、求人募集の張り紙を見ての時給額調査を行いました(神奈川)。県をまたいでの時給額の差、大手チェーン店の最賃時給での募集が目立ちました。

<労働相談ホットライン>

労働相談ホットラインも取り組まれました(札幌、山梨)。それぞれ「職場のお悩みホットライン」「労働・生活なんでも相談会」の中で最低賃金関連の相談受付をよびかけました。

<職場要求>

職場での非正規雇用労働者の賃上げ要求を出して交渉していくことをあわせてよびかけました。





兵庫県パート・ユニオンネットがデモ

静岡で宣伝行動終了後

引き続き、いますぐ物価高騰に見合った引き上げと、全国どこでも時給1500円をめざ して取り組みを進め、広げていきます。

<予告> 労運研第 13 回研究会(オンライン)

欧州における社会権の柱

日 時 2023年4月14日(金)18時30分~20時30分

講 師 田端邦博(東京大学名誉教授)

*近日中に「労運研レポート」の読者の皆さんに案内を送ります。

秋まで待てない!最賃上げろ!

最賃大幅引上げが非正規労働者の春闘だ!

「物価高騰を上回る最低賃金の再改定を!」 2・22院内集会の報告

2月22日、最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会が主催する「秋まで待てない!最賃上げろ!最賃大幅引上げが非正規労働者の春闘だ!『物価高騰を上回る最低賃金の再改定を!』 2・22院内集会」が衆議院第一議員会館で開かれ、40名が参加した。

集会は全国一般全国協の渡辺副委員 長の司会ですすめられ、最低賃金大幅 引き上げキャンペーン委員会の河添さ んが経過報告、国会議員のあいさつ、 わたらせユニオンの嶋田書記長のミニ



講演「物価高騰を上回る最低賃金の再改定を!」、連帯のあいさつ、さらに現場からの発言 と続き、閉会のあいさつを下町ユニオンの加瀬事務局長が行った。(文責:編集部)

経過報告 (河添誠)

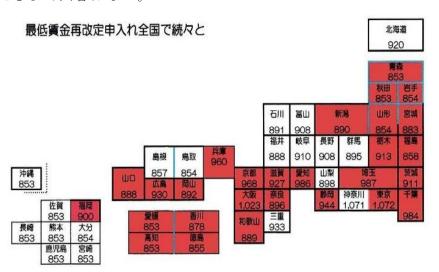
今回の院内集会は、「物価高騰を上回る最低賃金の再改定」を掲げて開かれる初めての院 内集会である。いま重要なことは、「最低賃金をいつ引上げるのか、いま引上げろ」という 要求が切実な課題になっていることである。

「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」は、最低賃金時給 1500 円を掲げた日本初のデモであった 2014 年 5 月 15 日の「ファストフード世界同時アクション」 @ 渋谷センター街の流れを受けて、2016 年 2 月に発足した。「全国一律で最低賃金時給 1500 円」をめざして、労働組合のナショナルセンターの違いを超えて草の根でネットワーク活動を続けてきた。これまでも、院内集会、街頭宣伝、中央最低賃金審議会へのアピール行動、地方最低賃金審議会への申し入れ、学習会の開催などを続けてきた。

昨年 10 月からは、運動の焦点を「物価高を上回る最低賃金の再改定」に絞って活動してきた。異常な物価高騰が続く中、低賃金労働者の生活が立ち行かなくなっているからである。 10 月 24 日に、私たちが初めて「中央最低賃金審議会を開いて、物価高に対応した最低賃金の再改定を行え」と厚労省に要請した。11 月 18 日の厚労省賃金課への要請行動には国会議 員も参加した。12月23日には、厚労省への要請とあわせて、中央最低賃金審議会の会長あてに質問状を提出した。中央最低賃金審議会を開くべき情勢のなかで会長の認識を問うためである。残念ながら今日にいたるまで回答はない。

厚労省や中央最低賃金審議会への要請だけでなく、 全国的にはナショナルセンターの違いを超えて、各都道府県の労働局、各都道府県の地方最低賃金審議会への要請行動も、28都府県、60団体が取り組んでいる。

岸田政権も賃上げの重要性を強調しているが、低賃金労働者の底上げにつながる最低賃金については検討



していない。このままでは、例年通り 10 月まで最低賃金が上がらないことになってしまう。これは政治の不作為である。最低賃金法は、最低賃金の決定時期についての縛りを特に設けていない。必要に応じて最低賃金を引き上げられるようになっている。現在のような異常な物価高騰時に、物価高騰を上回る最低賃金の前倒しでの改定を実現しなければ、低賃金労働者、庶民の生活は破壊される。「非正規労働者の春闘」は、「物価高騰を上回る最低賃金を秋まで待たず前倒しで再改定させる」である。

国会議員のあいさつ

院内集会には、末松義規衆院議員(立憲)、倉林明子参院議員(共産)、田村貴昭衆院議員 (共産)、山添拓参院議員(共産)の4議員が出席し、あいさつをいただいた。大石あきこ 衆院議員(れいわ)からはメッセージが寄せられた。

「物価高騰は異常だ。食料品や電気・ガスなどのエネルギーの高騰は、生活を直撃している。」「外国では最低賃金の引き上げが行われている。日本は低すぎる。」「岸田首相は『物価高騰を上回る賃上げを』といっているが、低所得者の対策には触れていない。」「岸田首相は『構造的賃上げ』といっているが、公務員賃金の引き上げ、公的に関与できる介護士、保育士の報酬引き上げなど自ら関与できることでも予算措置をしていない。」「岸田首相も『物価高騰を考慮して最低賃金を引上げる』と答弁している。」「物価高に対応するために最低賃金の再改定を行うことができるということを行政は考えたこともなかったと思う。皆さんの取り組みが広がりを見せ、政治を動かしている。」などの発言があった。

ミニ講演(嶋田泰治)

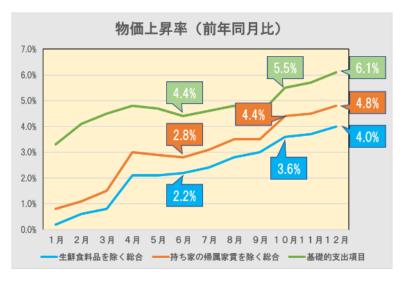
昨年の中央最低賃金審議会の目安は、 $A \cdot B$ ランク 31 円、C/D ランク 30 円の引上げだった。地方最低賃金審議会の答申は、D ランクでは福島を除くすべての県で 31 円~33 円の引き上げ。 $C \cdot B$ ランクでは一部で目安を1円上回り、A ランクはすべて目安通り 31 円の引き

上げ。B・Cランクの間で、一部逆転現象が みられる。おそらく目安を上回った地方 は、隣県や地域格差の是正が理由と思われ る。

昨年 10 月の最低賃金の引き上げ率は 3.3%。これに対し10月の物価上昇率は、 「持ち家の帰属家賃を除く総合」では 4.4%上昇、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力に関連する「基礎的支出項目」の上昇率は 5.5%であった。物価高騰に遠く及ばない改定であった。物価の高騰はその後も止まらず、12月の「基礎的支出項目」の物価上昇率は 6.1%まで上がっている。



公益委員見解(中央最低賃金審議会の目安)では、地方最低賃金審議会に対する期待として、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。」と特別に項目を立てて記載していたが、その後の地方最低賃金審議会において、このことが真摯に議論された様子は見られない。



考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。」(最低賃金法第12条)とされている。目安の提示は昭和53年度(1978年)から行われた。その第1回目の目安小委員会報告(昭和53年7月27日)では引上げ率について、「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある。」と記載されている。

中小企業の労働者や非正規雇用労働者などの低賃金労働者にとっては、最低賃金の引き上げによって賃金が上がるのが実態となっている。政府にできる賃上げが最低賃金の引き上げである。インフレを超える賃上げを要請するのであれば、直ちに最低賃金審議会に諮問し、一刻も早く、物価高騰を上回る最低賃金の再改定を行うべきだ。

連帯のあいさつ

渡辺(全労協議長) いま 23 春闘が闘われているが、最低賃金の再改定は極めて重要な闘いである。労働者の生活実態を経営者側に共有させることが重要である。経営者にも政府にも訴え、共有させることだ。労働組合に結集できず、訴えることができない多くの労働者がいる。そのような人たちの生活実態を社会問題にして闘っていきたい。

神部(東京管理職ユニオン) 2014 年の「ファストフード世界同時アクション」からこの運動に参加している。当時は時給 1000 円以上を掲げていたが、日本の最低賃金は低い。全国ユニオンのなかでも、これだけの物価上昇の中で「いま賃上げをしないで何時やるの」という声は強い。労働運動の潮流を越えて、多くの仲間とともに最低賃金の再改定の運動を取り組みたい。

現場からの発言

渡辺(生協労連) 生協労連の組合員は 65,000 人、うち 6 割が非正規労働者である。先月「パート労働黒書 No10」をまとめた。非正規労働者は最低賃金に張り付いている人が多くいる。最低賃金が上がって、はじめて賃上げが実現する場合がある。現場の声を紹介する。賃金が 30 円上がってもカップラーメンの値上げに追いつかない。電気、ガス、食品の値上がりがすごい。外国では最低賃金制に物価スライドがあると聞いている、日本でもスライド制を。外は雪が降っているが、エアコンの設定温度を下げている。生協労連として厚労省に最賃の再改定を要請したが、様々な指数を見ているという回答だった。来月、再度、再改定要請をしたい。

朝倉(三多摩労組) 最低賃金近傍で働いている人は女性と高齢男性が多い。高齢者は女性も男性も、ダブルワーク、トリプルワークで働いたり、日雇派遣で働いている。クリーニング屋で 2014 年に労働組合を結成した。女性は最低賃金、工場はそれより少し高い賃金だったが、工場長が 60 歳になって嘱託雇用になったら最低賃金になり、月収が 15 万円ほどさがった。コロナでクリーニング業界も経営が苦しくなり、最低年収保障は取ったものの、最低賃金からの引き上げ交渉が進まず困っている。

青柳(郵政ユニオン) 春闘アンケートでは「いま生活が苦しい」という回答が数字でもはっきり出ている。地域間格差も問題である。最低賃金の格差もあるが、調整手当の支給区分率の違いもあって、東京都足立区と埼玉県草加市で時給が 160 円違う。正社員も賃金が低い。ジョブ型賃金ではないが、新一般職は 18 歳初任給 1,002 円、54 歳頭打ちで 1,742 円という低い賃金を押し付けられている。当局は来年 10 月から各種手当を 1 万円引き下げて、基本給を 6,600 円上げるという提案をしてきている。そうすれば、最低賃金を上回ることを意識している。もう一つの労働組合は、夏休み 3 日冬休み 3 日を削れば賃上げができると主張している。現場からは怒りの声が出ている。私たちは、闘って賃上げを獲得していきたい。

白石(官製ワーキングプア研究会) 非正規公務員は2020年で110万人、うち雇用保険の対象者は70万人である。図書館職員の平均年収は201万円で正規の3割、保育士は222万円で正規の4割である。雇用形態別の賃金格差は、民間の場合、男性正社員100に対し

て女性非正規は 65、公務員の場合は 43 である。女性非正規公務員は 8 割ほどいる。公務員は労働契約法、有期パート法、労働組合法、最低賃金法、労働安全衛生法も非適用である。公務員は闘うすべがない。期待権で裁判に勝った例はあるが、会計年度任用職員制度が始まって 1 年限りの任用になったので、期待権すら行使できなくなった。人事院や人事委員会の勧告は、正規職はその年度の賃金だから 4 月に遡って適用されるが、会計年度任用職員には、一部で遡及を勝ち取ったが、来年度から適用するというのがほとんどである。会計年度任用職員の最低賃金割れ問題だが、公務員には最低賃金法が適用されないからといって、最低賃金を下回ることがあって良いのかといわなければならない。正規と非正規の連帯、公務と民間との連帯、貧困運動と労働運動をネットワーク化した運動を追求したい。

山崎(レインボーユニオン) 新潟労働局は「三要素を注視している」と答えるかなと思っていたら、「人員や予算が足りない」、「スケジュール的に無理」などと答えるので、「中央がやれと言ってもやらないのか」と聞くと「やります」と答えていた。地方最低賃金審議会での審議では、公益見解についてどう思うか労働側が追及していたが、次の審議会で 31 円の改定案が決まったので、公益見解がどう扱われたか分からない。ラインで生活状況の声を集めているが、生活が苦しいという報告ばかりである。その中に「賃金を上げたら、首になる」というのがあった。そういう人とも身近に連帯できる運動をつくりたい。

平賀(全国一般全国協) スローガンに「最賃大幅引上げが非正規労働者の春闘だ!」とある。その通りだと思う。最低賃金の 1.3 倍以内で働いている人は 1800 万人いるといわれている。道路公団の料金徴収所で働く労働者を組織しているが、小泉規制緩和でコスト 3 割カットが行われた。賃金が年収 400 万円を超えていたが、民営化されて 300 万円を下回るようになった。そして最低賃金を下回る事態が出るようになったので、最賃を上回るようにさせた。昨年秋にインフレ手当を要求したら、通常の一時金とは別に 5~7 万円の手当を勝ち取った。国交省の下請建設労務単価は、毎年2月に発表されるが、今年は 5.7%引き上げである。多重下請けでこの単価が消えていくわけだが、労働者の手にのるようにさせるのは労働組合だと思う。春闘時に最低賃金の再改定をすることができれば、正規・非正規が一緒になって共闘できる。

閉会あいさつ (加瀬純二)

秋まで待てない。いまこそ最低賃金の再改定、引き上げを求める。報告にあったように、 最低賃金で暮らしている人にとっては、この物価高は地獄だ。社会に訴え、世論をつくり、 政治を動かしていこう。「ファストフード世界同時アクション」をやろうと日本にオルグに 来たニックさんは、「最低賃金引き上げ闘争は、低賃金労働者に社会的公正な賃金を知らせ る正義の闘いだ」といっていた。アメリカでは時給 15 ドルが実現している。日本の労働者 の4割を占める非正規労働者の生活は、この物価高で本当に厳しい。状況を注視していると いう政府の不作為は許せない。今すぐ、最低賃金の大幅な再改定を闘っていこう。